

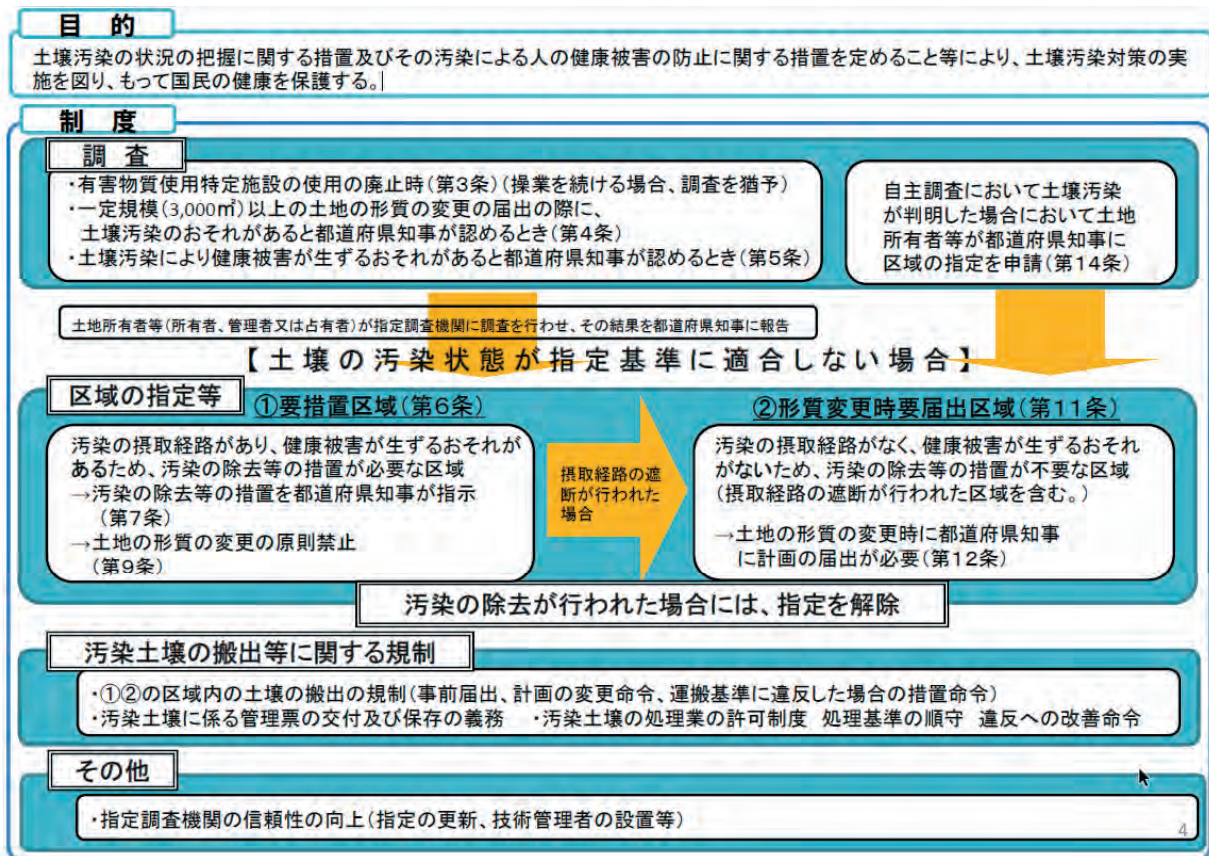
# 土壌汚染対策法の一部改正について

岐阜県環境生活部環境管理課

土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号。以下「改正法」という。)が平成29年5月19日に公布されましたので、法改正の概要等についてお知らせします。

改正法の施行は、改正内容に応じて二段階に分けて行われることになっており、第一段階は既に平成30年4月1日に施行されています。また、第二段階については平成31年4月1日に施行されます。

## 1. 現行の土壌汚染対策法の概要



## 2. 改正の経緯

環境省が土壌汚染対策法の施行状況を点検した結果、以下の課題が明らかとなりました。

〔課題1〕 土地の汚染状況の把握が不十分

工場が操業を続けている等の理由により土壌汚染状況調査が猶予されている土地に

において、土壤汚染状況の把握が不十分であり、土地の形質変更が行われる際には、地下水汚染の発生や汚染土壤の拡散が懸念される。

〔課題2〕 汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

汚染の除去等の措置が必要な区域において、不適切な措置が計画・実施された場合に対する是正の機会がなく、リスク管理が不十分である。

〔課題3〕 リスクに応じた規制の合理化が必要

基準不適合が自然由来等による土壤であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壤処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障がある。

以上の課題を踏まえ、環境省が設置する中央環境審議会において今後の土壤汚染対策の在り方についての検討が行われ、改正法が公布されました。

### 3. 改正の内容

改正法の内容のうち、主なものについては、以下のとおりです。

(1) 土壤汚染状況調査の対象となる土地の拡大【第二段階施行】

① 土壤汚染状況調査が猶予されている土地においては、土地の利用の方法の変更時に加え、一定の規模(900㎡)以上の土地の形質変更時にも都道府県知事への事前届出が規定されました。

② 現行の土壤汚染対策法では、操業中の工場等である土地の形質の変更については、土地の形質の変更面積が一律3,000㎡以上の場合に、都道府県知事への事前届出(工事着手30日前)が必要でしたが、有害物質使用特定施設の存在する工場等の敷地内で行われる土地の形質の変更については、届出の対象となる土地の形質の変更面積が900㎡以上に引き下げられます。

(2) 土地の形質の変更の届出時の土壤汚染状況調査結果の添付【第一段階施行】

一定の規模以上の土地の形質の変更を行う者が、事前に当該土地の土壤汚染状況調査を実施した場合に、その結果を土地の形質の変更の届出に併せて都道府県知事に提出することができるようになりました。

(3) 土壤汚染状況調査の合理化【第二段階施行】

① 地下浸透防止措置が行われている施設の廃止後に実施される土壤汚染状況調査について、当該施設が改正水質汚濁防止法施行日(平成24年6月1日)以降に新設された有害物

質使用特定施設であり、同法第12条の4の構造基準等に適合しており、また同法第14条第5項の点検が適切に行われたことにより有害物質を含む水の地下浸透のおそれがないことが確認できた場合は、地下浸透防止措置の実施された範囲について『汚染のおそれがない土地』として扱うこととなります。

② 土壌汚染状況調査において、試料採取等の対象とする最大の深度を、形質の変更を行う深さより1m深い深さまで又は深さ10mまでとすることができるようになります。

(4) 汚染除去等計画の提出【第二段階施行】

要措置区域として指定された区域について、当該土地の所有者等は、要措置区域内において実施する汚染除去等の措置計画の提出が義務付けられました。

(5) 自然由来等形質変更時要届出区域の汚染土壌の取扱い【第二段階施行】

自然由来等形質変更時要届出区域内から発生する土壌のうち、一定の基準を満たしている土壌については、汚染状態や地質が同じ自然由来等形質変更時要届出区域への移動が可能となります。

改正の内容のうち下線部の内容については、平成30年11月1日～30日に環境省が実施したパブリックコメント等を基に作成しています。原稿執筆(平成30年12月14日)時点において土壌汚染対策法施行規則等が未公布のため、第二段階の施行日(平成31年4月1日)までに変更になる可能性があります。

問合せ先：岐阜県環境生活部環境管理課(TEL:058-272-8230)

※岐阜市内での事例については、岐阜市自然共生部自然環境課(TEL:058-214-2153)にお尋ねください。

## 岐阜市と岐阜県産業環境保全協会との 「災害時における廃棄物の処理等に関する 協定」の締結について

(一社)岐阜県産業環境保全協会

平成30年12月26日(水)に、岐阜市と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」の締結式が、岐阜市役所で行われました。

締結式では、田川環境事業政策課長の司会により出席者紹介、経緯報告の後、柴橋市長と粥川理事長が署名の上協定書を互いに交換し、それぞれ挨拶、意見交換等が行われました。

出席者	岐阜市側	岐阜市長	柴橋 正直
		環境事業部長	浅野 裕之
		防災監兼都市防災部長	田中 光弘
		環境事業部次長	久米 規文
		環境事業政策課長	田川 智史
		産業廃棄物指導課長	宮居 仁志
		環境事業課長	松山 淳
	協会側	理事長	粥川 長司
		理事・総務委員会委員長	高井 勝由
		専務理事	伊藤 誠紀
		事務局長	佐藤 正幸



【岐阜市役所 市長応接室にて】

地震等の大規模災害時には、岐阜地区会員の皆様を中心にご協力をお願いすることとなりますが、よろしくお願ひします。

### 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。)と一般社団法人岐阜県産業環境保全協会(以下「乙」という。)は、地震又は水害等の大規模災害が発生した場合に応急に実施する廃棄物の処理等の協力活動(以下「協力活動」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岐阜市内における災害の発生に際し、災害廃棄物処理を迅速かつ着実に遂行するため、乙が甲に協力して実施する災害廃棄物処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、次の各号のいずれかに該当する一般廃棄物をいう。

- (1) 生活ごみ(被災後の生活に伴い発生するごみ、災害により処分する家財など)
- (2) がれき類(災害により倒壊又は焼失した建物等の解体撤去等に伴い発生する木くず、コンクリートがら、金属くず及びこれらの混合物)
- (3) 前各号のほか災害に伴い処理する必要が生じた廃棄物

## (協力活動の要請)

第3条 甲は、被災後の廃棄物処理を実施する上で必要と認めた場合、次に掲げる事項について、乙に協力活動を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬、処分(中間処理を含む)
- (2) 市が指定する災害廃棄物の一時保管場所等の管理
- (3) 災害廃棄物に関する行政情報の周知
- (4) その他、災害廃棄物処理に関する事項

2 甲は、前項の要請に当たっては、協力活動の要請内容を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭により要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

3 甲は、第1項の要請を行う際、被災状況等協力活動の実施の参考となる情報を乙に提供するものとする。

4 甲は、乙に対し、甲が実施する災害廃棄物処理に関する訓練や研修等(以下、「訓練等」という。)への参加を要請することができる。

## (協力活動の実施)

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、速やかに乙の協会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を確保し、甲の指示に従い、可能な限り協力活動を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施するにあたり、必要な情報を収集し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前条第4項の要請を受けたときは、訓練等の趣旨を踏まえて参加に努めるものとする。

## (費用負担)

第5条 第3条の要請に基づき乙が実施した協力活動の費用については、甲乙協議して決定するものとする。

## (災害補償)

第6条 協力活動により乙の作業者が、死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、乙又は乙の会員の責任で対応するものとする。

## (情報伝達)

第7条 甲及び乙は、情報の伝達を迅速かつ正確に行うため、連絡責任者をそれぞれ定めるとともに、連絡体制を整備するものとする。

2 甲及び乙は、相互の情報共有に努めるものとする。

## (その他)

第8条 この協定に定めがない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

## (適用)

第9条 この協定は、平成30年12月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年12月26日

甲 岐阜市今沢町18番地  
岐阜市長 柴橋 正直 印

乙 岐阜市藪田南1丁目11番12号  
一般社団法人岐阜県産業環境保全協会  
理事長 粥川 長司 印